

○京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日

条例第60号

改正 平成28年2月25日条例第8号

平成29年2月24日条例第2号

平成29年6月5日条例第26号

平成30年2月28日条例第1号

平成30年8月29日条例第35号

平成31年2月26日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる

特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年2月25日条例第8号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 5 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 29 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 26 日条例第 2 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	京丹後市高等職業訓練促進費等交付要綱（平成 19 年京丹後市告示第 70 号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	京丹後市障害者福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱（平成 18 年京丹後市告示第 61 号）による利用支援費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	京丹後市身体障害者医療費の給付に関する要綱（平成 19 年京丹後市告示第 231 号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	京丹後市じん臓機能障害者通院交通費助成事業実施要綱（平成 16 年京丹後市告示第 61 号）による通院交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	京丹後市共同作業所等通所費助成事業実施要綱（平成 16 年京丹後市告示第 73 号）による通所費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

7 市長	京丹後市軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱（平成２８年京丹後市告示第２００号）による軽・中等度難聴児助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	京丹後市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成２０年京丹後市告示第１５７号）による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	京都府の事務処理の特例に関する条例（平成１２年京都府条例第４号）による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	京丹後市高齢者等生活支援事業実施要綱（平成１６年京丹後市告示第４０号）による生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	京丹後市安心生活見守り事業実施要綱（平成２０年京丹後市告示第１５８号）による安心生活見守り事業に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	京丹後市家族介護支援事業実施要綱（平成１６年京丹後市告示第４３号）による家族介護用品支給事業に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	京丹後市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成１８年京丹後市告示第１９３号）による成年後見制度利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	京丹後市社会福祉法人等利用者負担軽減助成金交付要綱（平成１６年京丹後市告示第８３号）による介護サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	京丹後市介護予防安心住まい推進事業補助金交付要綱（平成２２年京丹後市告示第８７号）による特定高齢者に対する住宅改修費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	京丹後市不妊治療等助成金交付要綱（平成１６年京丹後市告示第９６号）による不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	京丹後市風しん予防接種助成事業実施要綱（平成２５年京丹後市告示第１３６号）による風しん予防接種費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	京丹後市予防接種助成金交付要綱（平成１６年京丹後市告示第２２７

	号) によるワクチン接種費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 9 市長	京丹後市予防接種実費徴収規則 (平成 1 6 年京丹後市規則第 1 9 1 号) による予防接種実費徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 0 市長	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 (平成 2 9 年京丹後市条例第 1 6 号) による子育て支援医療費の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
2 1 市長	京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例 (平成 1 6 年京丹後市条例第 1 4 2 号) による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 2 市長	京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱 (平成 1 6 年京丹後市告示第 5 1 号) による重度心身障害老人の健康管理経費への給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 3 市長	京丹後市未熟児養育医療給付規程 (平成 2 5 年京丹後市告示第 6 1 号) による養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
2 4 市長	京丹後市老人医療費の支給に関する条例 (平成 1 6 年京丹後市条例第 1 3 4 号) による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 5 教育委員会	京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例 (平成 1 7 年京丹後市条例第 2 7 号) による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 6 教育委員会	京丹後市病後児保育事業実施要綱 (平成 2 7 年京丹後市教育委員会告示第 3 2 号) による病後児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 7 教育委員会	京丹後市子育て短期支援事業実施要綱 (平成 2 4 年京丹後市教育委員会告示第 6 号) による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 8 教育委員会	京丹後市子育て支援センター事業実施要綱 (平成 2 4 年京丹後市教育委員会告示第 7 号) による地域子育て支援拠点事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 9 教育委員会	京丹後市一時預かり事業実施要綱 (平成 2 4 年京丹後市教育委員会告示

	第4号) による一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
30 教育委員会	京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成19年京丹後市告示第186号)によるファミリー・サポート・センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
31 教育委員会	京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第3号)による延長保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
32 教育委員会	京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱(平成29年京丹後市教育委員会告示第25号)による認定こども園預かり保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
33 教育委員会	京丹後市奨学金条例(平成16年京丹後市条例第110号)による奨学金の給付及び貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
34 教育委員会	京丹後市就学援助に関する規則(平成16年京丹後市教育委員会規則第17号)による学用品購入費等の補助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	京丹後市高等職業訓練促進費等交付要綱による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定

	施に関する事務であって規則で定めるもの	めるもの (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	京丹後市障害者福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱による利用支援費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	京丹後市身体障害者医療費の給付に関する要綱による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に

		よる医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 市長	京丹後市じん臓機能障害者通院交通費助成事業実施要綱による通院交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	京丹後市共同作業所等通所費助成事業実施要綱による通所費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	京丹後市軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱による軽・中等度難聴児助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	京丹後市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	京都府の事務処理の特例に関する条例による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	京丹後市高齢者等生活支援事業実施要綱による生活支援事業に関する事務であって規則で定め	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定

	るもの	めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	京丹後市安心生活見守り事業実施要綱による安心生活見守り事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	京丹後市家族介護支援事業実施要綱による家族介護用品支給事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	京丹後市成年後見制度利用支援事業実施要綱による成年後見制度利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	京丹後市社会福祉法人等利用者負担軽減助成金交付要綱による介護サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

1 5 市長	京丹後市介護予防安心住まい推進事業補助金交付要綱による特定高齢者に対する住宅改修費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	京丹後市不妊治療等助成金交付要綱による不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 7 市長	京丹後市風しん予防接種助成事業実施要綱による風しん予防接種費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 8 市長	京丹後市予防接種助成金交付要綱によるワクチン接種費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 9 市長	京丹後市予防接種実費徴収規則による予防接種実費徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 0 市長	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例による子育て支援医療費の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 独立行政法人日本スポーツ振興セ

		ンター法（平成１４年法律第１６２号）による災害共済給付の支給に関する情報（以下「災害共済給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの （４） 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの （５） 京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
２１ 市長	京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	（１） 住民票関係情報であって規則で定めるもの （２） 地方税関係情報であって規則で定めるもの （３） 生活保護関係情報であって規則で定めるもの （４） 障害者関係情報であって規則で定めるもの （５） 災害共済給付関係情報であって規則で定めるもの （６） 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの （７） 児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
２２ 市長	京丹後市重度心身障害老人健康管理事業給付金支給要綱による重度心身障害老人の健康管理経費への給付金の支給に関する事	（１） 住民票関係情報であって規則で定めるもの （２） 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	務であって規則で定めるもの	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (5) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	京丹後市未熟児養育医療給付規程による養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	京丹後市老人医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	京丹後市病後児保育事業実施要綱による病後児保育事業の実施に関する事	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であ

	務であって規則で定めるもの		って規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯に関する情報（以下「母子家庭等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 教育委員会	京丹後市子育て短期支援事業実施要綱による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 母子家庭等関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	京丹後市子育て支援センター事業実施要綱による地域子育て支援拠点事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	京丹後市一時預かり事業実施要綱による一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	もの		
6 教育委員会	京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱によるファミリー・サポート・センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱による延長保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (5) 母子家庭等関係情報であって規則で定めるもの (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等他の法令による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支

			給に関する情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱による認定こども園預かり保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	京丹後市奨学金条例による奨学金の給付及び貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 教育委員会	京丹後市就学援助に関する規則による学用品購入費等の補助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの